

農業委員会第27回総会議事録

1. 日 時 令和4年9月14日（水）午前9時30分～午前10時25分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員（16人）

会長	堀田 長久	会長職務代理者	鈴木 秀
1 番	田中 恒司	4 番	佐々木 平
8 番	辻 望	5 番	小菅 武次
9 番	加藤 三久	10 番	小林 伸康
11 番	大石 徹也	12 番	平子 伸
13 番	稲田 利幹	14 番	上田 みね子
15 番	近藤 啓子	16 番	大野 久美子
18 番	豊田 栄美子	19 番	望月 広志

4. 欠席委員（3人）

2 番 長谷 康郎 7 番 飯田 秀治 17 番 三田 久憲

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長，小林農地GL，小河，田吹
農林水産課 中野

6. 議事日程

開会

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第4号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について

第5号議案 農用地利用集積計画について

報告事項1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項2号 使用貸借契約の解約について

報告事項 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・所有権）

報告事項 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・貸借権）

報告事項 7 号 非農地証明願いについて（市証明分）

報告事項 8 号 時効取得による移転について

報告事項 9 号 取下願・取消願の承認について

報告事項 10 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 27 回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長をお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 27 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を第 1 番田中恒司様、議席番号第 3 番鈴木秀様をお願い申し上げます。

それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、10 の 60 番は、譲受人は、利用農地 5,875 m²を耕作されています。今回の申

請地面積は 386 m²で、併せて 6,261 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、農用自動車を各 1 台所有し、田植機、コンバインを各 1 台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴 10 年です。通作距離は 600m です。必要な農作業について、年間約 60 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、11 の 61 番は、譲受人は、利用農地 2,792 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 2,573 m²で、併せて 5,365 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、果物を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機を 1 台、農用自動車を 2 台所有し、トラクターを 1 台リースされています。労働力及び技術につきましては、経歴 4 年が 7 名です。増員予定として経歴 1 年が 2 名です。通作距離は約 1.7 km です。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が全ての議決権を有しており、役員の過半が法人の行う農業に常時従事する構成員であり、役員の一名以上が法人の行う農業に必要な農作業に常時従事しています。必要な農作業について、年間約 300 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、20 の 59 番は、譲受人は、利用農地 110,013.30 m²を耕作されています。今回の申請地面積は 162 m²で、併せて 110,175.30 m²となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、茶、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、乗用型摘採機、乗用型防除機、農用自動車を各 1 台所有されています。労働力及び技術につきましては、経歴 10 年が 2 名、15 年が 1 名です。通作時間は車で約 2 分です。法人形態は株式会社ですが、株式の譲渡制限がある非公開会社で、主たる事業は農業です。構成員は、農業関係者が全ての議決権を有しており、役員の過半が法人の行う農業に常時従事する構成員であり、役員の一名以上が法人の行う農業に必要な農作業に常時従事しています。必要な農作業について、年間約 250 日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上 3 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 1 号議案は、承認といたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、6の49番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、稲生地区市民センターから東へ約840mに位置し、地区市民センターを中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは3,000㎡を超える太陽光発電事業の為、9月9日に現地確認を実施しております。

続きまして、7の50番は、個人住宅用地の一部（駐車場及び庭）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、稲生地区市民センターから北へ約450mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロックが設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、8の48番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、飯野地区市民センターから南西へ約850mに位置し、地区市民センターを中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、10の40番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、河原田駅から南西へ約610mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、11の51番は、個人住宅用地の一部（進入路）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、箕田地区市民センターから南西へ約150mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は既存の追認のため問題ありません。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。雨

水は既設道路側溝へ放流します。周囲は土留が設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、11の53番は、農業用施設用地（農家レストラン）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。農用地区域内農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、こちらは、農地法第5条第2項ただし書に規定する、農用地利用計画において農業用施設として指定された用途に該当するため、例外的に許可し得る案件です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設排水路へ放流します。周囲はコンクリートブロックが設置されている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、12の47番は、近隣保育所及び放課後児童クラブの駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、千代崎駅から北西へ約460mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲は宅地及び水路に囲まれている為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上7件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

近藤委員

〇〇の第1号議案の地番と第2号議案の地番が違うのはどういうことですか。

事務局

第1号議案につきましては、農業を行う場所で、第2号議案は、調理を行い料理を提供する農家レストランの場所ですので、地番が異なっています。

議長（堀田会長）

他にご意見ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、17の39番は、個人住宅用地の一部（物置用地）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北へ約550mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区

域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設道路側溝へ放流します。周囲は宅地及び道路に囲まれている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、21 の 37 番は、営農型太陽光パネル設置用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は許可日より 10 年間です。通常一時転用期間は最長で 3 年間ですが、こちらは認定農業者が行う営農型太陽光発電事業の為、10 年までの一時転用が認められています。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。農用地区域内農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は設置に加え撤去費用も含めた金額を、残高照会の写しにて確認しています。面積について、営農型太陽光発電事業ではパネル支柱部分のみが転用敷地となり、必要最小限の計画となっております。パネル下部農地については土地所有者が菌床椎茸を栽培する旨の営農計画書が提出されています。また、知見を有するものとして、先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる法人から適切な営農がなされる見込みがある旨の意見書も併せて提出されています。雨水は自然浸透で、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23 の 38 番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。本件につきましては、令和 2 年 7 月 16 日付け第 10-22 号で許可いたしました事業計画区域に一部土地を追加するものとなります。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから南西へ約 1,070m に位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書にて確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は敷地内に調整池を設け一時貯留し、下流水路の能力に応じた排出をします。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上 3 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

大石委員

営農型太陽光は、信用して許可しているのはよくわかるのですが、私が確認したところ、営農型太陽光の下でちゃんとお茶を栽培しているところもありますが、隣ではいつ植えたかわからないようなお茶がひよろひよろ生えていて、許可だけもらったらいいというようなところも沢山見受けられます。営農型太陽光を反対ということは言いませんが、新しい事業者は別として、今まで営農型太陽光をやっている人が次やるのであれば、本当に営農型太陽光の申請時の内容にふさわしい管理をされているかどうかで判断していかないと、なし崩しにどこかのお墨付きをもらったので許可します

と事務局が言っていますけど、こんなんで鈴鹿の農地が守れるのかと。一方では、どうしようもない耕作放棄地になるようなところに営農型太陽光をしていただくのならまだいいけど、良い農地にパネルを置いて、4、5年前に植えたお茶が成長してない畑も見受けられます。判断基準をもう少し制度的にしていけるのが良いのではないかと思います。農業委員会に案件が上がってきたらOKするのではなくて、少なからずとも、新規については仕方ないとしても、今までやっていた人が次の太陽光をやる時には、慎重にその方の太陽光に対しての姿勢を検証して許可していくことが筋ではないかと思います。事務局としても、真剣に基準を設けていただけたらいいのかなと。営農型太陽光をやっているところは、良い農地ばかりです。一級農地を営農型太陽光で潰しているのかと思うところです。

議長（堀田会長）

営農型太陽光には色々と問題がありまして、営農が主なのか、太陽光が主なのか。太陽光が主で下には何か植えとけば営農になるというような感覚ではダメなのだと。日陰でも育つ、従来の収益の80%以上が採れるような畑を作らないといけない。最近では農林省も50%くらい採れたらいいという話も出ておりますが、3条で農地を取得する場合に、外の農地を荒らしてはいけないのと同じような足かせがあるような形で、指導をしていかないといけない。要するに、太陽光の下で作る作物が50%以上採れるような状態でないといけない。植木でしたら、日陰で育つアオキ、ヒラギ、リュウノヒゲ、キノコなどでしたら、進めていかないとと思いますが、お茶はちょっと問題あるなど実感はいたしておりますが、管理が十分できる、収穫が十分見込めるといようなことにつきましては、事務局としても検証はさせていただこうと思います。

大石委員

お茶が悪いということではなく、今回の案件は初めての方なので検証することはできないですが、私が言いたいのは、今まで営農型太陽光をやっていてまた新規にやりたい場合には、今までやったのをちゃんと検証して許可を出していかないと、会長言われたように、太陽光が目的で下はどうでもいいという話なら、下の作物はどうでもいいという判断基準を出すとか、農業委員会としてどう考えるかの議論も含めて、考えてもらいたい。

議長（堀田会長）

趣旨はわかりましたので、太陽光の受付でもチェックしながらやっていくように指示したいと思いますのでよろしくお願いします。

大石委員

皆さんで一度見たらいいと思います。一日、委員会で回って見てみるとよくわかると思います。許可をするだけであとは知らんという委員会では、私はいかがなものかなと思います。ぜひこれからの時代を担う農業委員会もそういう体制をひいていただければありがたいと思って、意見を言わせていただいたので、一つよろしくをお願いします。

事務局

おっしゃられることはもつともだと思います。下部での営農が適正になされるのが前提の転用でございますので、ただ、既存の営農型の実績があつて、また次も転用ということで、その前に出された転用の下部の営農が適切にされているかを、現場確認はこれまではなかなかできてないのが実情でございますが、ただ、営農型の転用をされましたら、年1回ではありますけど、状況の報告というのも受けておりますので、その中で何らかの問題があるというふうに確認がとれましたら、それについての聞き取り、必要によっては是正といったような対応をとっていくことを考えております。営農型の転用につきましても、ここ2、3年で実績が出てきた転用でございますので、一時転用でありますので、期間がきましたらその次更新という申請があるかと思いますが、その時については、対象地での下部での営農が適切に行われていたかを確実に確認できると思いますので、その都度に営農がされていたかを含めて確認、必要によっては指導といったことをさせていただきたいと思います。

議長（堀田会長）

外にご意見ございませんか。

別段無いようでございますので、第3号議案は承認いたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の許可申請の規定による事業計画変更承認申請について説明いたします。

まず、23の5番は、太陽光パネル設置用地として令和2年6月16日付け第502-10-20号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。今回の申請は、官地の払い下げに伴い、当初のパネル配置が変更となったため、事業計画変更承認申請がありました。事業の目的は前回許可内容と変更ありません。資金は残高証明書を確認しております。土地造成は切土及び盛土して整地。雨水は敷地内に調整池を設け一時貯留し、下流水路の能力に応じた排出を行います。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はなく、被害防除については前回の内容と同等であると考えています。

続きまして、23の6番は、太陽光パネル設置用地として令和2年6月16日付け第502-10-21号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。今回の申請は、官地の払い下げに伴い、当初のパネル配置が変更となったため、事業計画変更承認申請がありました。事業の目的は前回許可内容と変更ありません。資金は残高証明書を確認しております。土地造成は切土及び盛土して整地。雨水は敷地内に調整池を設け一時貯留し、下流水路の能力に応じた排出を行います。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はなく、被害防除については前回の内容と同等であると考えています。

続きまして、23の7番は、太陽光パネル設置用地として令和2年7月16日付け第502-10-22号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。今回の申請は、官地の払い下げに伴い、当初のパネル配置が変更となったため、事業計画変更承認申請がありました。事業の目的は前回許可内容と変更ありません。資金は残高証明書を確認しております。土地造成は切土及び盛土して整地。雨水は敷地内に調整池を設け一時貯留し、下流水路の能力に応じた排出を行います。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はなく、被害防除については前回の内容と同等であると考えています。

以上3件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第4号議案は承認いたします。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

1 ページ目 1 番及び 2 番は、国府地区です。1 番は、米 50 k g の物納です。2 番は、5 筆合計で米 180 k g の物納です。

2 ページ目 3 番及び 4 番は、庄野地区です。3 番は、使用貸借です。4 番は、5 筆合計で 5,000 円の金納です。

3 ページ目 5 番から 8 番は、加佐登地区です。5 番及び 6 番は、使用貸借です。7 番は、2 筆合計で 20,000 円の金納です。8 番は、5 筆合計で 50,000 円の金納です。

4 ページ目 9 番及び 10 番は、石薬師地区です。9 番は、使用貸借です。10 番は、米 25 k g の物納です。

5 ページ目 11 番及び 12 番は、白子地区で使用貸借です。

6 ページ目 13 番から 16 番は、河曲地区です。13 番は、使用貸借です。14 番及び 15 番は、米 50 k g の物納です。16 番は、1 筆 60,000 円の金納です。

7 ページ目 17 番は、一ノ宮地区で米 35 k g 相当の金納です。

8 ページ目 18 番は、箕田地区で使用貸借と米 60 k g の物納です。

9 ページ目 19 番及び 20 番は、玉垣地区です。19 番は、米 10 k g と米 35 k g 相当の金納です。20 番は、米 50 k g の物納です。

10 ページ目 21 番は、栄地区で米 30 k g 相当の金納です。

11 ページ目 22 番は、天名地区で米 30 k g 相当の金納です。

12 ページ目 23 番及び 24 番は、井田川地区で米 30 k g の物納です。

13 ページ目 25 番及び 26 番は、久間田地区で使用貸借です。

14 ページ目 27 番から 29 番は、椿地区で使用貸借です。

15 ページ目 30 番及び 31 番は、深伊沢地区です。30 番は、10,000 円の金納です。
31 番は、18,000 円の金納です。

16 ページ目 32 番から 34 番は、鈴峰地区です。32 番は、7,000 円の金納です。33 番は、10,000 円の金納です。34 番は、1 筆 20,000 円の金納です。

17 ページ目 35 番は、庄内地区で米 500 k g の物納です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何か、ご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 5 号議案は、承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項 1 から 10 につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項 1 から 10 の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。